

公共施設の維持保全・有効活用方針

～持続可能な新たなニーズへの対応にむけて～

河内長野市

総務部 資産活用課

平成26年4月

目 次

I 公共施設を取り巻く概要

1. はじめに-----	1
2. 公共施設とは-----	1
3. 施設別の方針の策定と方針策定後の進め方-----	2
4. 方針のコンセプト-----	2
5. 方針策定の背景-----	2
(1) 今後の人口減少時代と少子高齢社会への対応-----	2
(2) 健全財政の堅持と新たな財政支出の課題-----	4

II 公共建築物の「現状と課題」、「維持保全・有効活用方針」、「維持保全・更新経費の概算」

1. 公共建築物の現状と課題-----	7
(1) 公共建築物の現状-----	7
(2) 公共建築物の課題-----	8
2. 公共建築物の維持保全・有効活用方針-----	1 1
(1) 対象公共建築物（主要 4 4 施設+小・中学校 2 1 施設）-----	1 1
(2) 基本方針及び視点-----	1 1
(3) 公共建築物の維持保全・有効活用計画の骨子-----	1 3
3. 公共建築物の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	1 4
(1) 主要公共建築物（4 4 施設）-----	1 4
(2) 学校教育施設（小・中学校）-----	1 5
(3) その他の施設（スポーツ施設）-----	1 5

Ⅳ インフラ施設の「現状と課題」、「維持保全方針の概要」、「維持保全・更新経費の概算」

1. 市道-----	1 9
(1) 市道の現状と課題-----	1 9
(2) 市道の維持保全方針の概要-----	2 0
(3) 市道の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	2 0
2. 橋梁-----	2 1
(1) 橋梁の現状と課題-----	2 1
(2) 橋梁の維持保全方針の概要-----	2 2
(3) 橋梁の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	2 2
3. 下水道-----	2 2
(1) 下水道の現状と課題-----	2 2
(2) 下水道の維持保全方針の概要-----	2 5
(3) 下水道の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	2 5
4. 水道-----	2 6
(1) 水道の現状と課題-----	2 6
(2) 水道の維持保全方針の概要-----	2 6
(3) 水道の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	2 7
5. 公園-----	2 8
(1) 公園の現状と課題-----	2 8
(2) 公園の維持保全方針の概要-----	2 8
(3) 公園の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	2 8
6. 河川・水路-----	2 8
(1) 河川・水路の現状と課題-----	2 8
(2) 河川・水路の維持保全方針の概要-----	3 0
(3) 河川・水路の維持保全・更新経費の概算（参考）-----	3 0

I 公共施設を取り巻く概要

1. はじめに

公共施設は、経済成長と人口増加を背景に増加を続けてきました。本市も、昭和40年代からの大規模団地開発により、人口増加や行政需要の拡大などを背景に都市基盤整備を進めるとともに、多くの施設を建設してきました。しかし、今後の人口減少、少子高齢社会の中、また、今後大きな経済成長を見込めない景気環境を受けての本市の財政状況では、これらの施設を現在の姿のままで維持することは非常に困難な事態となっています。

そこで、今後の公共施設のあり方については、持続可能で新たなニーズへの対応にむけて、今日まで果たしてきた役割を維持しながら整理（最小化・長寿命化）する視点と、今後必要とする新たな役割を構築（最適化）する視点の両面で考えていく必要があります。

今日まで築き上げてきた資産を将来の市民の皆さまに受け継いでいくために、言い換えれば公共施設を工夫して使っていくために、今、何をすべきかなど、明確な考えをもつことが肝要で、そのための方針を策定するものです。

2. 公共施設とは

都市経営上の資産として位置づけられている公共施設には、市役所、学校、公民館などの公共建築物や、道路、水道、下水道、公園などのインフラ施設があります。そこで、今後の維持保全・有効活用の検討対象とする公共施設を以下のとおりとします。

- 学校教育施設（小学校・中学校）
- 学校関係施設（学校給食センター）
- 生涯学習施設（市民交流センター・図書館・公民館・文化会館・青少年施設など）
- 庁舎など（本庁舎・窓口センター・消防庁舎・幼稚園・その他）
- 福祉施設など（福祉センター・地域福祉センター・コミュニティセンター・保健センターなど）
- 観光・産業施設（林業総合センターなど）
- 市営住宅（三日市西住宅など）
- スポーツ施設（市民総合体育館など）
- 公園（寺ヶ池公園・その他都市公園）
- 上下水道施設（上水道施設・下水道施設）
- 道路（橋梁含む）
- 河川・水路

3. 施設別の方針の策定と方針策定後の進め方

上記の公共施設のうち公共建築物については、今後の人口減少や少子高齢化を踏まえ、全ての公共建築物を現状のままで維持していくことは困難であるとともに、住民ニーズなどの変化に柔軟に対応するための有効的な活用が必要になることから、維持保全（最小化）と有効活用（最適化）の両面での方針を策定します。

一方、道路、水道、下水道、公園などのインフラ施設については、住民生活に直結する施設であり、いかに効率的、効果的に維持していくかが大切であることから、維持保全・更新（長寿命化）での方針を策定します。

また、方針策定後の進め方として、公共建築物については、維持保全（最小化）の計画と有効活用（最適化）の計画を策定します。インフラ施設については、個別の維持保全・更新（長寿命化）の計画を策定します。それぞれの計画は年次的な財源も想定しながら具体的な実行内容として策定します。

4. 方針のコンセプト

公共建築物については、人口減少と少子高齢化の中、真に必要性の高い公共施設を将来にわたり持続させるためには、できる限り機能維持に努める一方で、施設総量を減らしていくことも視野にいられていきます。さらに、今後の新たな住民ニーズなどを踏まえ、機能の複合化などによる効率的・効果的な活用を図ります。

インフラ施設については、各施設によって「長寿命化」の考え方が異なりますので、個別に維持保全・更新（長寿命化）の方針を策定するものとします。

5. 方針策定の背景

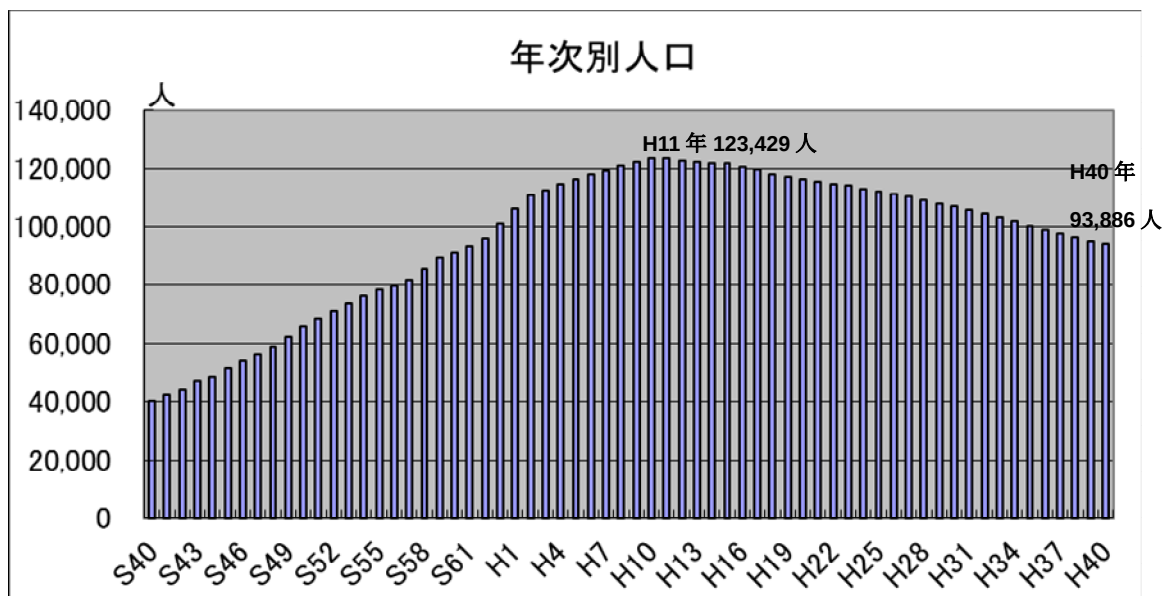
（1）今後の人口減少時代と少子高齢社会への対応

本市の人口は、昭和40年代からの大規模住宅団地の開発に伴い大幅に増加してきましたが、平成2年以降は緩やかな人口増加となり、平成12年2月をピークに減少が続いています。また、出生率の低下などを背景に14歳以下の年少人口の割合が減少する一方、65歳以上の老年人口の割合が急激に増加しており、今後も少子高齢化が急激に進行していくとともに、労働（生産年齢）人口の減少が懸念されます。

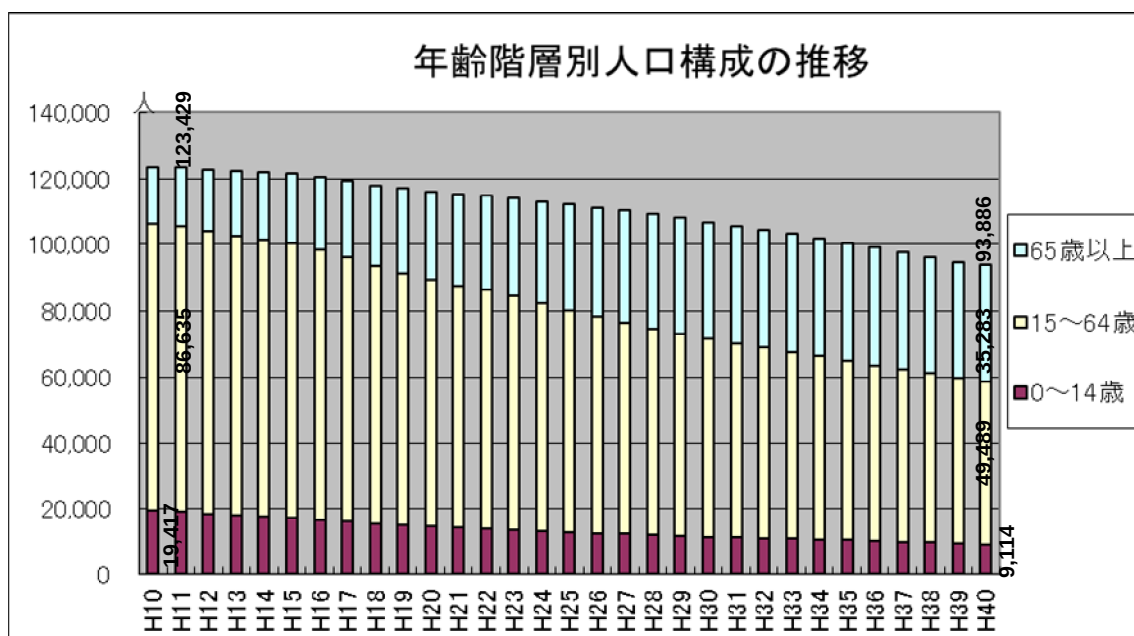
このような人口構造の変化は、公共施設の維持に対する将来負担能力の減少要因となる一方、公共建築物に対する利用面でのニーズ変化の要因ともなります。

このような理由により、行政サービスの提供そのものに大きな変革が求められることから、施設サービスの質と量を見据え、規模の適性化や用途の転換などを行う必要があります。

※資料「昭和 40 年から平成 40 年までの人口の推移」（実数、推計値）



※資料「本市の年齢階層別人口と構成の推移」平成 10 年度～平成 40 年度（実数、推計値）



（２）健全財政の堅持と新たな財政支出の課題

本市は、平成２０年度から平成２４年度までの５年間を期間とし、「収支不足の解消」、「財政構造の弾力化」を目標に掲げた「第２次河内長野市財政健全化プログラム」を策定し、計画内容の実行に努めてきました。

このプログラムの策定の背景には、地方交付税の大幅な削減や義務的福祉的経費の増大により平成２２年度には基金が底をつき、財政再建団体に転落する事態も想定される財政の悪化があり、平成１５年度から平成１９年度までを計画期間とした第１次の財政健全化計画に引き続き第２次計画を策定したものです。

この間のプログラムの実行により、平成２２年度決算でようやく平成１５年度以来７年ぶりに財政調整基金の取り崩しを行わないで実質収支の黒字化を確保し、平成２３年度も引き続き同様に実質収支の黒字化を確保できましたが、平成２４年度は黒字確保のため財政調整基金の取り崩しを余儀なくされました。

また、同プログラムのもう一つの目標である「財政構造の弾力化」については、その指標として掲げた「経常収支比率９５％以内」という数値を、平成２４年度時点で達成できていない状況です。

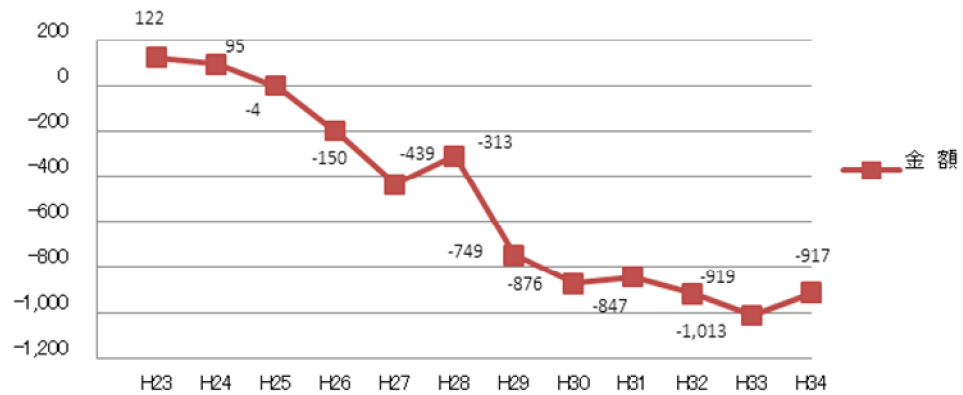
そのため、平成２５年度から平成２９年度までを計画期間とする第４次行財政改革大綱の中で、「持続可能な財政構造の実現～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～」の視点を位置づけ、「財政体質改善プログラム」を新たに策定し、不断の取り組みを進めることとしました。

なお、第４次河内長野市行財政改革大綱では、重点項目として「公共施設・財産などの適正管理」と題し、「既存の公共施設の老朽化に伴い、維持改修経費の増加は大きな財政負担になることが予想されています。このようなことから、維持改修経費の平準化を進め、公共施設の適正な維持保全を行い、長寿命化を図ったうえで、良質な資産として有効活用するための取り組みを行います」と明記しています。

本市を取り巻く財政環境は、人口減少による市税の減少や、少子高齢化による扶助費の増加傾向に加え、公共施設の維持保全費用により、今後の収支見通しはなお厳しいものがあります。今後は、健全な財政を持続させながら、公共施設の維持保全・有効活用を図っていくことが急務です。

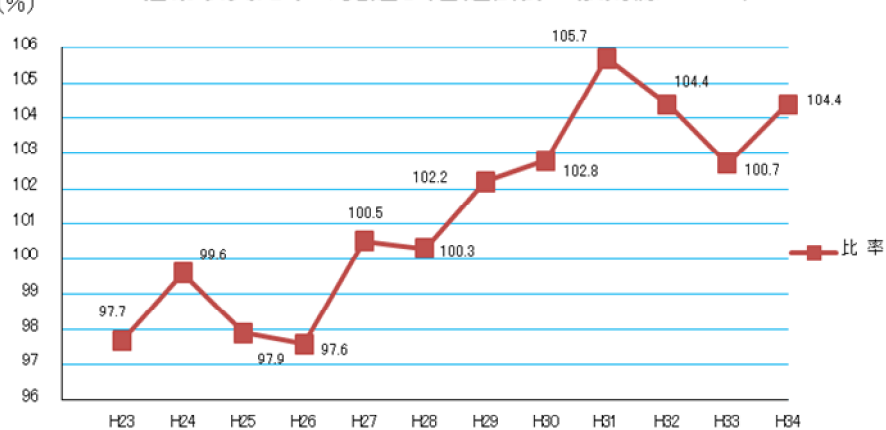
(百万円)

収支額の見通し(普通会計一般財源ベース)



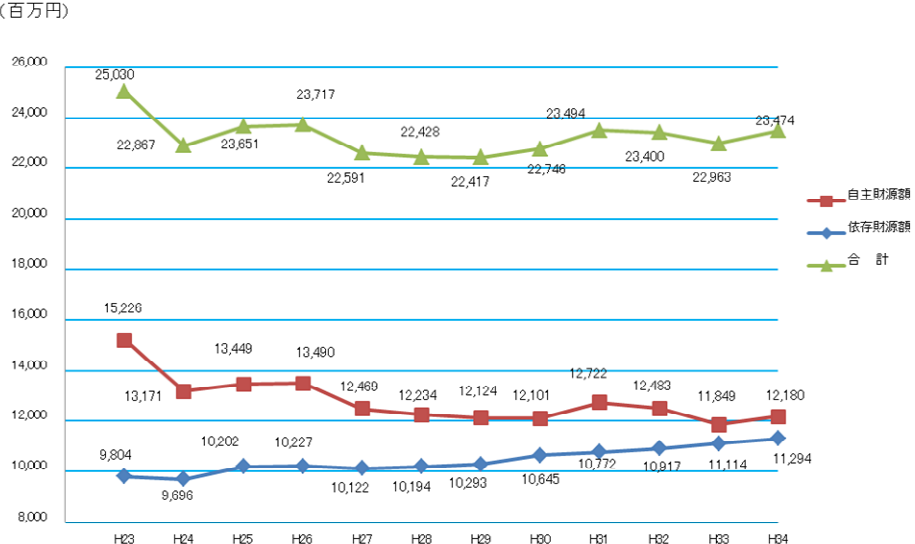
(%)

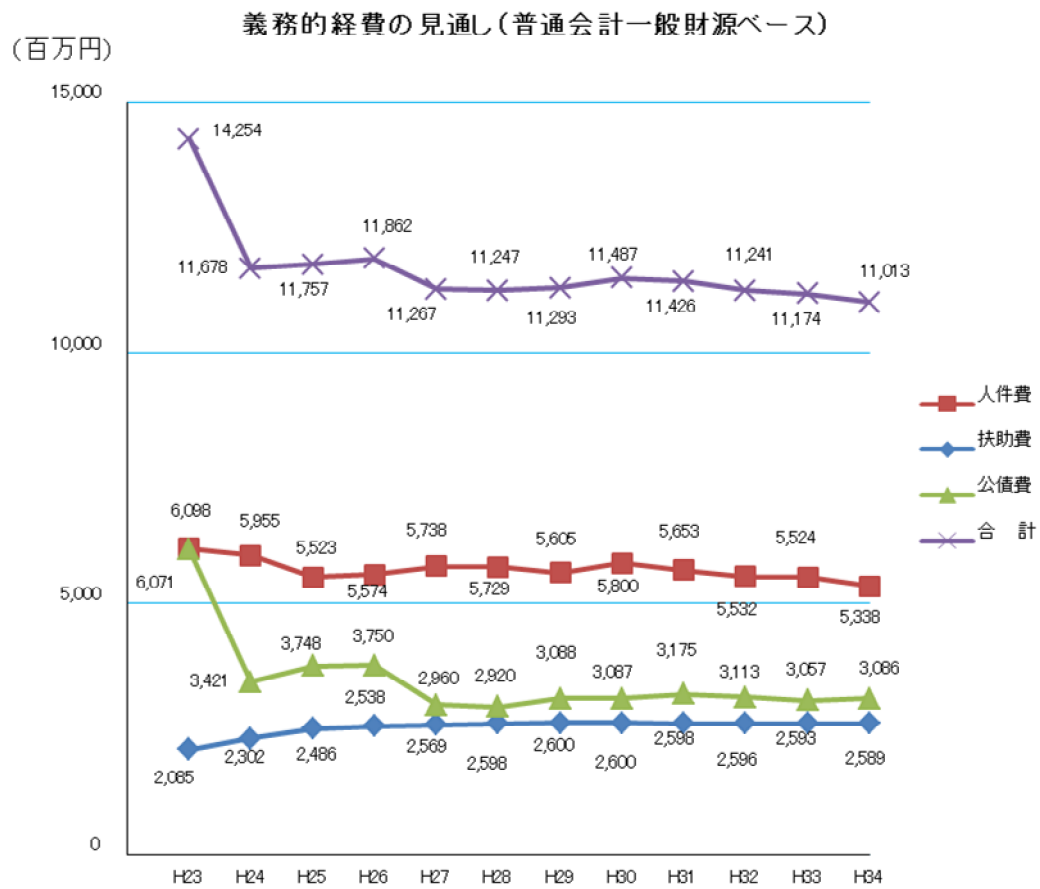
経常収支比率の見通し(普通会計一般財源ベース)



(百万円)

自主財源・依存財源の見通し(普通会計一般財源ベース)





Ⅱ公共建築物の「現状と課題」、「維持保全・有効活用方針」、「維持保全・更新経費の概算」

1. 公共建築物の現状と課題

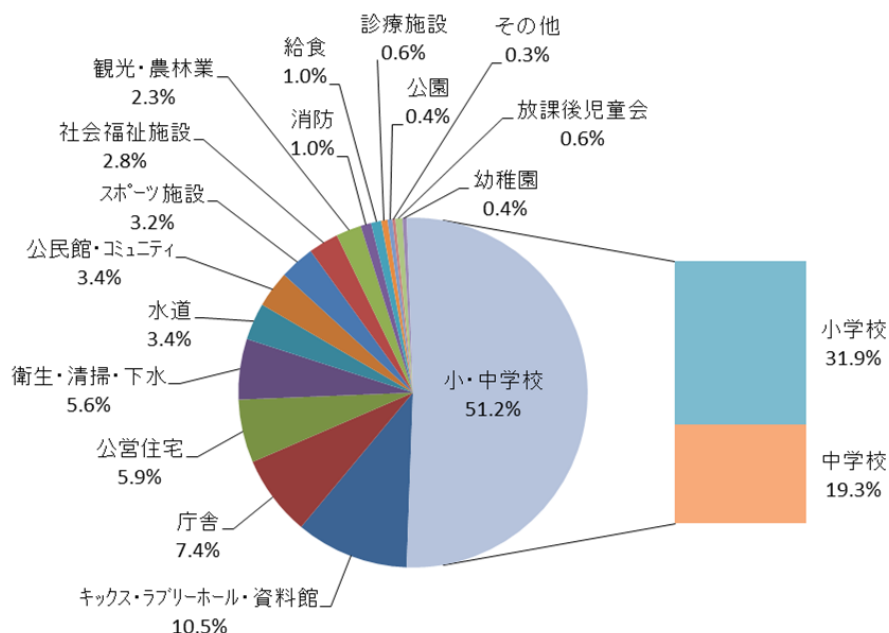
(1) 公共建築物の現状

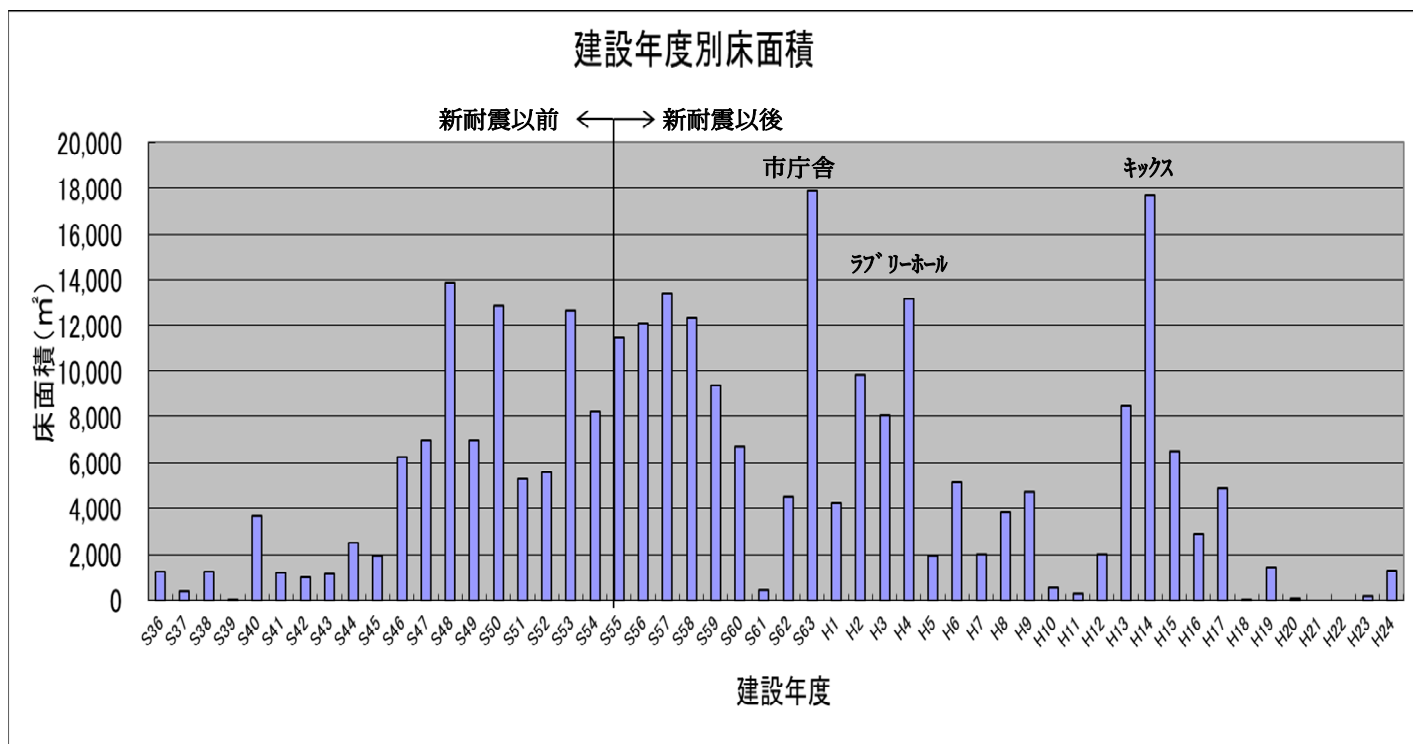
本市は、住宅都市として発展する過程で、これまで小・中学校の建設をはじめ、住民ニーズに対応するため、生涯学習、文化、スポーツ、福祉などの多様な分野で公共建築物を整備してきました。

現在、市庁舎、文化会館、市民交流センターなど広く市民に利用される大規模な建築物をはじめ、公民館、コミュニティセンター、小・中学校やその他の小規模建築物まで含めると258施設を有し、その総土地面積約109万㎡、総延べ床面積は約28万㎡にも及んでいます。

最も多いのは学校教育施設（小学校、小学校跡施設、中学校）で51.2%、文化交流施設（市民交流センター、文化会館、資料館）が10.5%、庁舎7.4%、市営住宅5.9%、衛生・清掃・下水施設5.6%、水道施設3.4%、公民館・コミュニティ施設3.4%、スポーツ施設3.2%、社会福祉施設2.8%などとなっています。

※資料「用途別施設面積割合」

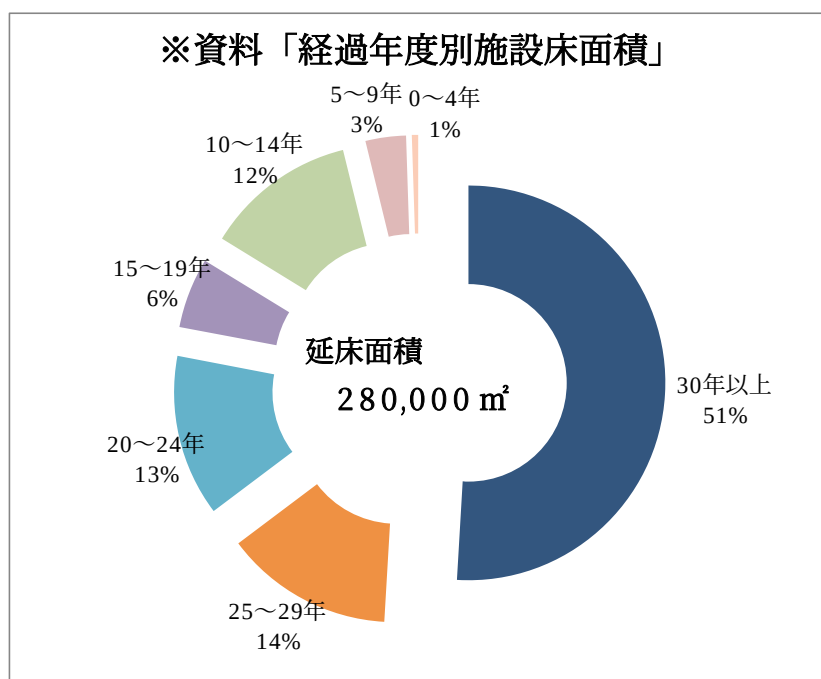




(2) 公共建築物の課題

①人口減少時代における維持保全・更新時期の到来

人口増加と共に増え続けた公共建築物は、今後、相次いで更新時期を迎えることとなります。建設から30年以上経過しているものの比率は、現時点で全体の約51%ですが、10年後には約78%となるなど急速に老朽化が進みます。一方、労働（生産年齢）人口の減少が顕著となり、維持保全・更新を支える人口が減少することが見込まれています。



◆急増する老朽化施設◆
 建築後30年以上の施設割合
現在は51%
→10年後は78%

②人口減少時代における学校教育施設（小・中学校）のあり方

本市のまちづくりの特徴である市南部での丘陵地開発に伴う人口増加に対応するため、学校教育施設（小・中学校）も増加し、その数は、現在、13小学校、1小学校跡施設、7中学校となっています。

本市の小・中学校の児童生徒数は、平成20年度は9,470人でしたが、平成25年度は8,170人となり、5年前との比較で1,300人減少（13.7%減）となっています。また、平成30年度には7,355人と見込まれ、平成25年度との比較で815人減少（10%減）するものと想定しています。

今後、このような児童生徒の減少が想定される中で、学校教育施設のあり方について検討していく必要があります。

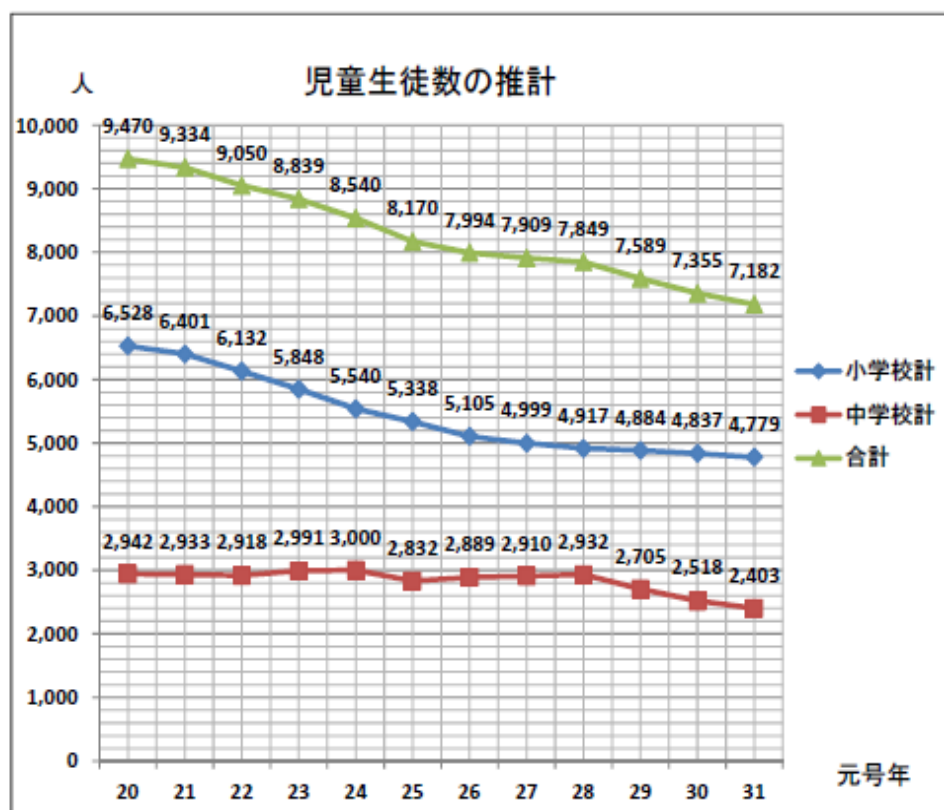
河内長野市立小中学校における児童生徒数の推移と推計

平成25年5月更新（人）

	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
小学校計	6,528	6,401	6,132	5,848	5,540	5,338	5,105	4,999	4,917	4,884	4,837	4,779
中学校計	2,942	2,933	2,918	2,991	3,000	2,832	2,889	2,910	2,932	2,705	2,518	2,403
合計	9,470	9,334	9,050	8,839	8,540	8,170	7,994	7,909	7,849	7,589	7,355	7,182

※平成26年度以降は推計値

※平成26年度以降の中学校生徒数は私学への就学を考慮していない



③公共建築物の機能重複

公共建築物は、それぞれの目的をもって建設されてきましたが、施設機能や利用内容が重複しているものが多いとあります。

右肩上がりの経済状況と人口増加というこれまでの傾向とは一転し、厳しい経済状況と人口減少が見込まれる今後においては、施設の稼働状況や採算性を十分に考慮しながら、統廃合、管理・運営の見直しなどを検討していく必要があります。

特に、市民交流センターや公民館、コミュニティセンターなどは、施設機能や利用内容が重複しているものが多いことから、今後、稼働状況や採算性を十分に検証したうえで、統廃合や管理・運営の見直しなどを検討していく必要があります。

※施設別の貸部屋稼働率（平成 24 年度）

平成24年度 施設別の貸部屋稼働率							
施設名	開館日	部屋数	1日当たりの 利用可能 時間枠数	総利用可能 時間枠数	利用実績 時間枠数	稼働率	備考
	①	②	③	④ (①×②×③)	⑤	⑥ (⑤/④)	利用可能時間枠
市民交流センター	307	17	3	15,657	4,180	26.70%	午前・午後・夜間の3枠
川上公民館	308	4	2	2,464	1,117	45.33%	午前・午後の2枠
加賀田公民館	308	4	2	2,464	1,061	43.06%	午前・午後の2枠
高向公民館	308	4	2	2,464	1,020	41.40%	午前・午後の2枠
千代田公民館	308	8	2	4,928	2,715	55.09%	午前・午後の2枠
三日市公民館	308	8	2	4,928	2,434	49.39%	午前・午後の2枠
天見公民館	308	4	2	2,464	627	25.45%	午前・午後の2枠
天野公民館	308	4	2	2,464	758	30.76%	午前・午後の2枠
南花台公民館	308	5	2	3,080	1,783	57.89%	午前・午後の2枠
あやたホール	345	7	3	6,085	1,511	24.83%	午前、午後、夜間の3枠 ④6085は総枠7245から いきいき高齢課分580と一般 開放分580を除く
あやたホール	290	1	2	580	541	93.28%	午前・午後の2枠
くすのかホール	346	3	3	2,536	1,283	50.59%	午前、午後、夜間の3枠 ④2536は総枠3114から いきいき高齢課分578を除く
くすのかホール	289	1	2	578	501	86.68%	午前・午後の2枠
みのでホール	308	7	3	6,468	2,208	34.14%	午前、午後、夜間の3枠
ノパティホール	347	3	3	3,123	1,850	59.24%	午前、午後、夜間の3枠
三日市市民ホール	347	3	3	3,123	2,363	75.66%	午前、午後、夜間の3枠
ラプリーホール	348	11	3	11,484	7,912	68.90%	午前、午後、夜間の3枠
福祉センター	292	9	2	5,256	2,895	55.08%	午前、午後の2枠 陶芸室、茶室を含む、
市民総合体育館	308	5	4	6,160	3,724	60.45%	午前9時～午後9時の3時間毎
合計	5,991	108	47	86,306	40,483	46.91%	

2. 公共建築物の維持保全・有効活用方針

(1) 対象公共建築物（主要44施設+小学校・小学校跡施設・中学校21施設）

公共建築物の維持保全・有効活用方針の対象は、市庁舎、文化会館、市民交流センターなどの大規模施設や公民館、コミュニティセンター・地域福祉センターなど学校教育施設以外の延床面積300㎡以上の主要44施設と、学校教育施設（小学校・小学校跡施設・中学校）21施設とします。

(2) 基本方針及び視点

公共建築物の維持保全・有効活用の基本方針・視点について下記のとおり定めます。

①維持保全・有効活用の基本方針

●基本方針1

原則として、現在、計画中の公共建築物を除いて、新規の公共建築物は建設しないものとします。

●基本方針2

現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で最小化をめざします。

●基本方針3

公共建築物の維持保全・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を行った上で計画を作成するものとします。

②維持保全・有効活用の視点

●視点1 少子高齢化社会での視点

少子高齢社会にあって、高齢者、子どもたちが安全で安心して暮らせることが大切であり、高齢者にとっては、子どもたちと交流をはかることによってコミュニティの形成や貴重な経験を生かすことができ、また、子どもたちにとっては、高齢者と交流することが貴重な学習の場となるなど、高齢者、子どもたちの双方にとって安全、安心な環境をつくることにもつながります。

このような視点で、公共建築物の維持保全・有効活用を図ることとします。

●視点2 創設時の機能に執着しない視点

公共建築物は、ニーズ、利用実態などに合わせ、当初の機能を見直し、他の施設との複合利用や他の機能への用途変更、または廃止も検討することとします。

一つの機能に一つの施設が必要との考えを見直し、施設の維持から機能の維持に考えを切り替え、量から質への転換を図ります。

規模が大きい公共建築物（学校など）は、地域コミュニティの視点などもふまえながら、今後、発生する余裕部分に他の公共施設の機能を移すなど、複合化をすすめ、機能を維持しながら更新面積を減らす効果を生み出すこととします。

●視点3 協働による施設管理の視点

現在の全ての施設を現状のまま維持していくことは、事実上困難な時代が到来しようとしています。このことから、日常の管理について市民との協働の取り組みが重要となってきます。地域対応施設を中心とした施設は、地域住民の自発的意思により管理運営を可能としていく必要があります。

●視点4 民間活力の活用

民間の知識やノウハウを活用しサービスの向上やまちの活性化につながる分野の施設では、民間活用による管理や民間施設への移行も検討するものとしてします。

●視点5 未利用地の整理・活用

将来的に行政需要が見込めない土地や建築物は貸付や売却を行い、歳入の確保に努め公共施設の維持保全費用に充てることとします。

(3) 公共建築物の維持保全・有効活用計画の骨子

公共建築物の維持保全・有効活用計画の骨子について下記のとおり定めます。

①計画の考え方

公共建築物の維持保全・有効活用計画は、持続可能な財政構造を念頭に、老朽化が進む本市の公共建築物について、適正な機能の確保、配置及び効率的、効果的な管理運営を実現するための中長期的な計画です。

計画の対象は、学校教育施設以外の延床面積300㎡以上の主要44施設と学校教育施設（小学校・小学校跡施設・中学校21施設）とし、それらの施設について、将来的な維持保全・有効活用の実施計画を示すものです。なお、維持保全・有効活用とは、耐震改修、老朽化対策改修、統廃合、更新（建替え）など、公共建築物の整備を総称するものとします。

②計画のコンセプト

本市が取り組む公共建築物の維持保全・有効活用は、単に公共建築物の老朽化対応的な取り組みとするのではなく、「①少子高齢化社会での視点」で高齢者、子どもが安全で安心して活用できるものとするとともに、将来の利用実態に合わせて当初の機能を見直し、他の施設との複合利用や他の機能への用途変更、廃止の検討を行うなどの「②創設時の機能に執着しない視点」で行うものです。

また、施設の効率的、効果的な管理として、「③協働による施設管理の視点」で地域対応型公共建築物での日常の管理について市民との協働の取り組みに留意するとともに、「④民間活力の活用」（民間施設への移行も含む）を図るものとします。さらに、将来的に行政需要が見込めない公共建築物は、「⑤未利用地の整理・活用」により貸付や売却を行い歳入の確保に努め、公共施設の維持改修基金に充てるものとします。

③計画の期間

計画の期間は、第5次総合計画の基本計画、実施計画と連動させるものとして、新しい総合計画の期間（予定：平成28年度から平成37年度）を第1期計画とします。

④公共建築物の有効活用

公共建築物の有効活用の策定にあたっては、各公共建築物のかかえる課題、問題点だけでなく、人口構成の変化、交通アクセスの状況などを踏まえ、市民に身近な地域対応型公共建築物の機能を見直し、機能・施設の複合化、多機能化を図り、市民が目的をもって活動できる協働の場として見直しをする必要があります。今後の地域まちづくりの単位となる領域で、かつ今後、地域コミュニティの拠点となりうる学校教育施設の有効活用に留意して、地域の実情に整合した機能を地域活動の拠点として配置することによる公共建築物の有効活用が大切です。

⑤ファシリティマネジメントの活用

ファシリティマネジメントは、経営的視点に基づき、行政活動のために施設とその環境を総合的に企画・管理・活用を行い、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化をめざすものです。財務目標「コスト・資産・投資の最適化」、品質目標「高い利用満足度をうること」、供給目標「適切なスペース供給、人口減少に対応した適正な施設配置」や、社会貢献度、効果「維持管理コストの最適化」、「活用財産の長寿命化」、「保有財産の最適化」、「保有財産の利活用」をめざすものです。

⑥計画の対象施設

計画の対象施設は、学校教育施設以外の延床面積300㎡以上の主要44施設（公民館、コミュニティセンター・地域福祉センターなど、総延べ床面積約102,000㎡）と学校教育施設21施設（13小学校、1小学校跡施設、7中学校、総延べ床面積約143,000㎡）とします。

⑦計画作成の工程

計画の対象施設について、財務（コスト）情報、品質（ストック）情報、供給（サービス）情報を集約し、建築物の耐震性、老朽化、利用者ニーズ、利用度などについて分析します。

「全市的公共建築物」、「地域公共建築物」に大別し、必要性・効果性・効率性で評価し、「機能維持」、「機能廃止（売却・貸付含む）」、「統合」、「機能見直し」に分類し、保有総量の縮小による財政負担の縮減、平準化や、市民ニーズに対応した公共建築物の機能構築を図ります。

⑧計画作成・推進体制の整備

現在、公共建築物の各所管課で施設ごとに検討、決定されている公共建築物の修繕・整備計画の内容については、今後、全庁的な観点から整合をはかりながら、施設マネジメントを推進していく必要があります。

公共建築物の維持保全・有効活用を一体的に管理する組織を設置し、財産管理、ファシリティマネジメントなどに総合的に取り組むこととします。

3. 公共建築物の維持保全・更新経費の概算（参考）

（1）主要公共建築物（44施設）

公共建築物は、総数で258施設を有し、その総土地面積約109万㎡、総延べ床面積は約28万㎡にも及んでいます。このうち、学校教育施設（小学校・小学校跡施設・中学校21施設）を除く延べ床面積300㎡以上の主要公共建築物44施設について、今後の維持保全・更新経費を算定していく必要があります。

この主要44施設は、市庁舎、文化会館、市民交流センターの大規模施設や公民館、コミュニティセンター・地域福祉センターなどであり、その延べ床面積は約102,000㎡で総公共建築物の36.3%を占めています。

この主要４４施設にかかる維持保全・更新経費は１６ページ、１７ページの概算一覧表のとおりです。この表のとおり平成２６年度から平成３４年度までの概算費用の合計額は、約７１億９,３００万円で、平成３９年度までの概算費用の合計額は９７億９,０００万円となります。

なお、上記概算費用は、全額、一般財源で支出することとなります。また、上記概算費用のうち、市庁舎と文化会館、市民交流センターの３施設の合計額は約４９億７,９００万円となり、これは平成３４年度までの概算総額の約７０.３５％を占めており、また、平成３９年度までの概算総額の約５１.７６％を占めます。

(２) 学校教育施設（小・中学校）

公共建築物のうち、主要４４施設以外に、学校教育施設の今後の維持保全・更新経費も算定する必要があります。学校教育施設は、現在２１施設（１３小学校、１小学校跡地、７中学校）あり、その延べ床面積は約１４３,０００㎡で総公共建築物の５１.２％を占めています。この２１の学校教育施設にかかる維持保全・更新経費は１８ページの概算一覧表のとおりです。

この表のとおり平成２６年度から平成３４年度までの概算費用の合計額は、約１２５億１,７００万円で、平成３９年度までの概算費用の合計額は１７６億３,０００万円となります。

上記の概算費用は、国費と起債、一般財源を充てますが、一般財源からは、平成３４年度までで約２０億８,８００万円、平成３９年度までで２９億４,２００万円を支出することとなります。

(３) その他の施設（スポーツ施設）

公共建築物やインフラ施設の他にスポーツ施設があります。これらの施設についても今後、維持保全経費が必要となります。なお、今回の方針においては、スポーツ施設を公共建築物の一部と位置付けることとします。

本市には、大師総合運動場や赤峰市民広場など、スポーツ施設が１４箇所あります。教育委員会では、それらのスポーツ施設を対象として平成２４年３月にスポーツ施設整備計画を策定しましたが、その結果、平成２４年度から今後１０年間に既存施設の改修・改善費用として約３億円が必要となると算定しています。また、上記のほか、（仮称）下里人工芝球技場等、現在計画中的の新規整備費用が必要となります。

主要公共建築物の維持保全・更新経費概算一覧表（延床面積300㎡以上の44施設：平成24年度末現在）1／2

	施設名	区分	所在地	竣工年月日	2012	構造	階数		敷地面積㎡	延床面積㎡	※H26～34までの改修工事費	※H26～39までの改修工事費
				元号	経過年数		地上	地下			(百万円)	(百万円)
1	千代田台保育所	児童福祉施設	千代田台町1-1	H07	17	RC	2	1	2,406.68	1,519.94	0	211
2	児童療育支援プラザ	児童福祉施設	栄町25-37	H13	11	S	2	0	511.31	516.25	15	15
3	福祉センター	老人福祉施設	大師町26-1	S50	37	RC	2	0	3,152.56	2,051.59	425	425
4	障がい者福祉センター（あかみね）	身障者更正施設	小山田町379-16	H01	23	RC	2	0	2,784.17	1,542.03	185	185
5	障がい者福祉センター（あかみね分館）	身障者更正施設	小山田町379-1	H05	19	S	2	0	803.40	471.36	0	64
6	市民公益活動支援センター（るーぶらざ）	その他	昭栄町8-12	S51	36	RC	2	0	957.73	306.00	34	34
7	市庁舎	庁舎	原町1-1-1	S63	24	SRC	8	2	18,549.91	16,907.99	2,089	2,089
8	文化会館（ラプリーホール）	庁舎	西代町12-46	H04	20	SRC	4	1	8,888.10	11,037.16	2,300	2,300
9	河内長野駅前市民センター（ノパティホール、河内長野市消費生活センター）	庁舎	長野町5-1-303	H01	23	SRC	※1		-	628.60	184	184
10	フォレスト三日市	庁舎	三日市町32-1	H17	7	SRC	※2		-	2,715.14	81	81
11	川上公民館	公民館	寺元501	S52	35	RC	2	0	3,198.11	434.62	35	35
12	加賀田公民館	公民館	加賀田617-4	S53	34	RC	2	0	918.40	402.70	0	33
13	高向公民館	公民館	高向515-3	S54	33	RC	2	0	1,064.00	400.28	0	34
14	千代田公民館	公民館	木戸西町1-2-9	S55	32	RC	2	0	2,608.64	1,240.51	0	99
15	三日市公民館	公民館	三日市町288-1	S58	29	RC	2	0	1,736.72	853.17	0	0
16	天見公民館	公民館	岩瀬1244	S59	28	RC	2	0	1,688.55	393.59	37	37
17	天野公民館	公民館	天野町1520-5	S60	27	RC	2	0	1,089.85	418.67	40	40
18	南花台公民館	公民館	南花台8-4-1	S63	24	RC	2	0	1,280.22	458.46	38	38
19	滝畑コミュニティセンター	コミュニティセンター	滝畑541	S54	33	RC	2	0	2,718.74	583.60	0	48
20	小山田コミュニティセンター・地域福祉センター（あやたホール）	コミュニティセンター	小山田町1824-4	H12	12	RC	2	0	4,728.64	1,465.14	64	64
21	清見台コミュニティセンター・地域福祉センター（くすのかホール）	コミュニティセンター	清見台4-18-2	H16	8	RC・S	1	0	3,096.54	882.95	38	38
22	日野コミュニティセンター（みのでホール）	コミュニティセンター	日野980	H16	8	S	2	0	8,561.53	956.58	31	31

※ 算定額は概算額であり、今後の維持改修計画により変更する場合があります。

※ 構造：「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造

※1 ノパティ南館3Fフロア

※2 フォレスト三日市1～3Fフロア

主要公共建築物の維持保全・更新経費概算一覧表（延床面積300㎡以上の44施設：平成24年度末現在）2／2

	施設名	区分	所在地	竣工年 月日	2012	構造	階数		敷地面積㎡	延床面積㎡	※H26～34 までの改修工 事費 (百万円)	※H26～39 までの改修工 事費 (百万円)
				元号	経過年数		地上	地下				
23	市民交流センター（キックス）	交流センター・ 図書館	昭栄町7-1	H14	10	SRC	5	2	6,906.46	16,393.33	590	590
24	ふるさと歴史学習館（くろまろ館）	資料館	高向2230-5	H09	15	S	1	0	2,099.00	737.15	0	47
25	武道館	体育館等	西代町904-1	S52	35	W	1	0	760.00	491.71	0	2
26	市民総合体育館	体育館等	大師町25-1	S53	34	RC・S	2	0	44,411.32	4,699.30	0	674
27	赤峰市民広場	体育館等	小山田町379-1	S58	29	RC	2	0	53,798.97	1,297.60	71	71
28	滝畑ふるさと文化財の森センター	資料館等	滝畑483-3	S48	39	RC	2	0	12,936.00	2,385.22	0	208
29	寺々池公園プール	プール	千代田台町19-1	H14	10	S	1	0	3,465.89	340.02	16	16
30	寺々池公園管理事務所	公園事務所	小山田町675-4	H05	19	RC	2	0	5,008.96	524.82	0	84
31	休日急病診療所	診療所	菊水町2-13	S55	32	RC	2	0	1,695.92	596.65	0	74
32	保健センター	診療所	菊水町2-13	S60	27	RC	3	0	1,695.92	885.46	0	0
33	消防署北出張所	出張所	木戸1丁目23-5	S55	32	RC	2	0	662.00	329.89	0	46
34	消防署南出張所	出張所	南花台8-4-3	S58	29	RC	3	0	701.20	513.60	40	40
35	市営桜ヶ丘住宅	市営住宅	木戸町東町5-30	H08	16	RC	5	0	2,671.13	2,288.96	30	197
36	市営栄町住宅	市営住宅	栄町30	H09	15	RC	4	0	6,079.04	3,802.82	70	349
37	市営昭栄住宅	市営住宅	昭栄町11-1	H13	11	RC	4	0	4,409.85	3,124.03	53	53
38	市営三日市西住宅	市営住宅	三日市町146	H15	9	RC	8	0	4,653.34	6,410.79	126	126
39	林業総合センター	林業施設	高向1818-1	H02	22	W	1	0	1,750.56	536.67	57	57
40	滝畑レイクパーク	観光施設	滝畑2294-1	S60	27	RC	2	0	42,925.24	394.23	31	31
41	河内長野荘	観光施設	末広町3-25	H06	18	RC	3	1	4,248.01	3,423.24	0	447
42	衛生処理場	処理場	高向2092	H13	11	RC	2	1	9,933.00	4,416.56	338	338
43	学校給食センター	給食	小山田町379-3	S59	28	RC	3	0	5,175.32	2,669.66	59	59
44	三日市幼稚園	幼稚園	上田町200-1	S52	35	RC	1	0	5,117.00	1,002.00	116	170
	合計								291,847.93	103,450.04	7,193	9,790

※ 算定額は概算額であり、今後の維持改修計画により変更する場合があります。

※ 構造：「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造

学校教育施設（小学校）の維持保全・更新経費概算一覧表（平成24年度末現在）

	施設名	区分	所在地	施工年 月日	2012	構造	階数		敷地面積㎡	延床面積㎡	※H26～34 までの改修工 事費 (百万円)	※H26～39 までの改修工 事費 (百万円)
				元号	経過年数		地上	地下				
1	千代田小学校	小学校	木戸町649	S45	42	RC	2	0	18,688.00	8,784.00	504	637
2	長野小学校	小学校	西代町14-1	S34	53	RC	2	0	19,977.00	8,419.00	623	1,039
3	小山田小学校	小学校	小山田町590-1	S38	49	RC	2	0	18,593.00	6,964.00	356	650
4	天野小学校	小学校	下里町365	S50	37	RC	3	0	19,569.00	5,623.00	462	554
5	高向小学校	小学校	高向86	S49	38	RC	2	0	14,743.00	4,947.00	287	452
6	三日市小学校	小学校	上田町380	S37	50	RC	2	0	15,313.00	6,944.00	460	609
7	加賀田小学校	小学校	加賀田568-1	S47	40	RC	3	0	18,943.00	6,485.00	561	643
8	天見小学校	小学校	天見2370-1	S60	27	RC	3	0	9,403.00	2,853.00	253	306
9	楠小学校	小学校	楠町東1011	S48	39	RC	3	0	24,965.00	7,032.00	584	780
10	石仏小学校	小学校	石仏662	S56	31	RC	3	0	45,577.00	6,234.00	619	708
11	南花台小学校（旧南花台東）	小学校	南花台2-11-1	S57	30	RC	3	0	29,805.00	6,253.00	786	887
12	川上小学校	小学校	清見台4-18-1	S59	28	RC	2	0	23,777.00	6,108.00	721	819
13	美加の台小学校	小学校	美加の台3-25-1	S62	25	RC	2	0	31,040.00	6,846.00	520	869
14	南花台西小学校跡	小学校	南花台4-24-1	H02	22	RC	3	0	20,647.00	5,852.00	313	722
	計								311,040.00	89,344.00	7,049	9,675

学校教育施設（中学校）の維持保全・更新経費概算一覧表（平成24年度末現在）

	施設名	区分	所在地	施工年月日		2012	構造	階数		敷地面積㎡	延床面積㎡	※H26～34年度の改修工事費 (百万円)	※H26～39年度の改修工事費 (百万円)
				元号	経過年数			地上 地下					
15	長野中学校	中学校	本多町3-1	S36	51	RC	3	0	17,675.00	8,828.00	434	775	
16	東中学校	中学校	日東町26-1	S46	41	RC	3	0	27,556.00	7,871.00	555	764	
17	千代田中学校	中学校	市町1367-1	S50	37	RC	4	0	25,692.00	8,306.00	296	650	
18	西中学校	中学校	下里町257-3	S53	34	RC	3	0	31,317.00	7,013.00	689	822	
19	加賀田中学校	中学校	石仏570	S56	31	RC	2	0	55,504.00	7,898.00	901	968	
20	南花台中学校	中学校	南花台6-6-1	S58	29	RC	3	0	39,346.00	6,919.00	493	819	
21	美加の台中学校	中学校	美加の台7-2-1	H03	21	RC	2	0	34,235.00	7,145.00	421	790	
	計								231,325.00	53,980.00	3,789	5,588	

小中合計	敷地面積㎡	延床面積㎡	※H26～34ま での改修工事費 (百万円)	※H26～39ま での改修工事費 (百万円)
	542,365.00	143,324.00	10,838	15,263

小中合計事業費 (設計、監理、消費税含)	※H26～34ま での事業費(百 万円)	※H26～39ま での事業費(百 万円)
	12,517	17,630
(うち一般財源)	2,088	2,942
(うち国費)	4,173	5,877
(うち起債)	6,256	8,811

※算定額は概算額であり、今後の維持改修計画により変更となる場合があります。

※南花台西小学校跡地は、学校施設としての維持改修を前提として算出しています。

※構造「RC」は鉄筋コンクリート造のことです。

Ⅳ インフラ施設の「現状と課題」、「維持保全方針の概要」、「維持保全・更新経費の概算」

本市のインフラ施設には、市道（道路）、橋梁、下水道、水道、公園などがあり、住民生活に直結する施設として、都市化の進展に伴い、整備されてきました。

まず、市道の総延長は約 400km、橋梁は 114 箇所あります。また、下水道では、汚水管が約 365km、雨水管が約 102km あり、上水道では、送水管や配水管等の総延長は約 480km あります。さらに、公園は、緑地と併せて 267 箇所あり、河川は、準用河川と普通河川の合計で 17 箇所あります。

インフラ施設は、各施設により、現状と課題や維持保全・更新経費の把握状況が異なります。また、各施設の維持保全・更新については「長寿命化」を基本としますが、各施設により長寿命化の考え方が異なりますので、個別に維持保全・更新（長寿命化）の方針を策定するものとします。

そこで、ここでは各施設別に、「現状と課題」、「維持保全方針の概要」、「維持保全・更新経費の概算」を記載します。

1. 市道

（1）市道の現状と課題

①市道（舗装）

〔現状〕

市道の総延長は約 400km あり、修繕度合別の延長は下記のとおりです。

（平成 21 年度現在）

修繕ランク	延長	割合
A ランク（修繕の必要なし）	約 195 km	48.8%
B ランク（修繕が望ましい）	約 100 km	25.0%
C ランク（修繕が必要）	約 52 km	13.0%
D ランク（早急に修繕が必要）	約 53 km	13.2%
合計	約 400 km	100%

〔課題〕

市道の舗装工事については、今後、国の補助金等を活用し、早急に修繕が必要な D ランクを中心に改修を進めますが、5 年～10 年後の再調査時において、老朽化がさらに進んでいることが予想されますので、今後、長期的な改修計画の再策定が課題となります。

②市道（舗装以外）

〔現状〕

市道（舗装）以外には、市道側溝が約600kmあり、擁壁や法面ブロックなどの大型構造物、ガードレールや道路照明灯（約1,100基）・カーブミラー（1,630基）などの交通安全施設、市が管理する市管理用道路が約20kmありますが、全体の老朽化の状況については、今後調査を行う必要があります。

〔課題〕

側溝等の排水施設については、開発団地内の施設が集中して更新時期を迎えることから、その調査及び改修について、多額の費用が一斉に必要となりますが、この費用の平準化が課題となります。このほか、大型構造物、交通安全施設、市管理用道路についても、その調査及び改修について、多額の費用が必要となり、その費用の平準化が課題となります。

（２）市道の維持保全方針の概要

市道については、舗装の劣化が著しく進行してから補修を行う事後的補修から計画的、予防的な補修に転換することで、ライフサイクルコストを抑え、維持管理費用の縮減を図ります。また、市道の舗装については、舗装修繕計画に基づき今後補助金等を活用し、早急に修繕が必要なDランクを中心に舗装整備を進めます。

（３）市道の維持保全・更新経費の概算（参考）

①市道（舗装）

市道の総延長は約400kmあり、舗装工事の1m単価が約2.5万円であることから、その概算費用は約100億円となります。また、舗装の耐用年数は平均すると30年程度であることから、年間13kmを施工する必要があります。このうち、占用者が復旧すると推定される3kmを除く10kmを施工した場合は、毎年約3億円の事業費が必要となります。

②市道（舗装以外）

市道側溝の延長は約600kmあり、その改修の1m単価が約6万円であることから、その概算費用は約360億円となります。また、側溝の耐用年数は約50年ですので、毎年約7.2億円の事業費が必要となります。

次に、道路照明灯（約1,100基）・カーブミラー（約1,630基）などの交通安全施設については、照明灯の1基当たりの単価が約45万円であり、カーブミラーの1基当たりの単価が約10万円であることから、その概算事業費はそれぞれ約5.0億円と約1.6億円となります。なお、ガードレール等については今後調査を行う必要があります。

次に、市管理用道路の総延長は約20kmあり、舗装単価は市道と同じく約2.5万

円であることから、その概算費用は約５億円となります。また、耐用年数は平均すると約３０年ですので、毎年約１,７００万円の事業費が必要となります。

なお、擁壁や法面ブロックなどの大型構造物については、今後調査を行う必要があります。

２．橋梁

（１）橋梁の現状と課題

〔現状〕

本市が管理する橋梁は１１４箇所ありますが、建設年度別の橋梁の状況は下記のとおりです。

●建設年度別橋梁数：１１４箇所（歩道橋は含まない）（平成２５年度末現在）

建設年度	～１９３０	１９３１～１９５０	１９５１～１９７０	１９７１～１９９０	１９９１～
経過年数	８３年以上	８２～６３年	６２～４３年	４２～２３年	２２年未満
橋梁数	７	６	３０	５８	１３

- ・平成２２年度から平成２４年度までにすべての橋梁の点検を実施し、橋梁ごとに劣化状況の客観的な点数化を行いました。
- ・点検の結果、現在のところ、通行止めや通行規制を行わなければならない橋梁はありません。
- ・架設後経過年数の長い橋梁ほど老朽化が進行しているとは言い切れず、施工状況や周辺、交通量などにより劣化進行状況は変化します。
- ・経過年数が短くても、例えば、コンクリート片落下による第三者被害が懸念される場合など、その損傷内容によっては早期の対応が必要となります。
- ・橋長１５ｍ以上の橋梁（６２箇所）と１５ｍ未満の橋梁（５２箇所）との管理水準は必ずしも同一とはいいたしません。

〔課題〕

橋梁の点検結果に基づき長寿命化修繕計画を策定しましたが、この計画どおり修繕を進めるためには、年次的な修繕の事業費の確保が課題となります。また、長寿命化修繕工事に合わせて、耐震補強工事についても考慮・検討していく必要があります。さらに、今後５年程度ごとに定期点検を実施し、その結果に基づき修繕計画の見直しを実施する必要がありますが、その都度業務発注するのではなく、市職員が点検や計画見直しを行えるよう、市職員の能力向上が課題となります。

(2) 橋梁の維持保全方針の概要

橋梁は、その長寿命化修繕計画において、下記の方針により長寿命化を図ります。

①健全度の把握

定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

②日常的な維持管理の実施

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロールや清掃などを実施します。

③修繕及び架替費用の縮減

本市が管理する橋梁は、近い将来一斉に架替時期を迎えることが懸念されます。そこで、従来の事後的な修繕対策から計画的かつ予防的な修繕対策への転換を図り、修繕及び架替に要する費用を縮減します。

(3) 橋梁の維持保全・更新経費の概算（参考）

橋梁の修繕及び耐震補強に要する費用は、橋梁ごとに異なるため、長寿命化修繕計画に基づく優先順位に従い、工事費を把握する必要があります。

3. 下水道

(1) 下水道の現状と課題

本市の下水道の主な施設は、「污水」、「特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）」、「公設浄化槽」、「雨水」です。

①污水

污水の主な施設は、「污水管渠及びマンホール」、「取付管及び公共枳」、「ポンプ施設」、「流量調整槽」、「維持管理ステーション」です。

〔現状〕

・污水管渠及びマンホール

污水管路は約 3 5 1 km です（平成 2 5 年度末現在）。開発団地から移管を受けた污水管渠については、相当年数も経過し、老朽化も激しいですが、現時点では、破損時のみ、修理で対応しています。

マンホールは約 1 2, 6 0 0 箇所あります。マンホールについては、蓋の音鳴り・ズレ・磨耗・高さ調整に対応すべく、一定量の蓋換えのみ実施しています。

・取付管及び公共枳

公共枳は約 3 4, 0 0 0 箇所です。開発団地から移管を受けた取付管及び公共枳については、相当年数も経過し、老朽化も激しいですが、現時点では、つまったときのみ、修理で対応しています。

- ・ ポンプ施設

ポンプ施設は189箇所、中継ポンプ（121箇所）と個人ポンプ（68箇所）に分かれます。メンテナンスを業者委託していますが、ポンプの老朽化により年々修理費が増大しています。

- ・ 流量調整槽

流量調整槽は7箇所、大雨時の不明水流量調整槽として使用しております。現時点では、稼働が5箇所とその他の2箇所に分かれます。

稼働	大師処理場跡	日東処理場跡	旭ヶ丘処理場跡
	南花台処理場跡	貴望ヶ丘処理場跡	
その他	大矢船処理場跡(未使用)		清見台処理場跡(予定)

- ・ 維持管理ステーション（1箇所）

維持管理ステーションとして清見台処理場跡に設置します。（予定）

〔課題〕

污水管渠、マンホール、取付管、公共枿、ポンプ施設の維持管理については、現在の事後対応型から今後は予防保全型へと転換を図ることが課題となります。

また、施設の老朽化に伴い、長寿命化を図るため、長寿命化計画を策定し、長寿命化工事に取り組む必要があります。さらに、流量調整槽は耐震性を確保するための事業に取り組む必要があります。

②特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）

特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）の主な施設は、「滝畑浄化センター」、「污水管渠及びマンホール」、「取付管及び公共枿」、「ポンプ施設」です。

〔現状〕

- ・ 滝畑浄化センター

滝畑浄化センターは、滝畑処理区の基幹施設として稼働しており、1日当たり最大220m³です。（計画日最大汚水量）

- ・ 污水管渠及びマンホール（污水管路：約1.4km、マンホール534箇所）

污水管路は約1.4kmです。平成14年から供用開始しており、現時点では、著しい老朽化は認められません。また、マンホールは534箇所ありますが、現時点では著しい老朽化は認められません。

- ・ 取付管及び公共枿

取付管・公共枿は124箇所ありますが、現時点では、著しい老朽化は認められません。

- ・ ポンプ施設

ポンプ施設は17箇所（内訳：中継ポンプ14箇所、個人ポンプ3箇所）あり、メンテナンスを業者委託していますが、ポンプの老朽化により年々修理費が増大しています。

〔課題〕

滝畑浄化センターについては、業者委託により運転管理を行っていますが、開設後10年が経過し、設備機器類の計画的な修繕が必要となります。また、污水管渠、マンホール、取付管、公共樹、ポンプ施設の維持管理については、現在は事後対応型で修理などの対応を行っていますが、予防保全型での対応が必要となります。

さらに、施設の老朽化に伴い、長寿命化計画を策定し、長寿命化工事に備えておく必要があります。

③公設浄化槽

公設浄化槽は150基あり、市設置浄化槽（112基）と帰属浄化槽（38基）があります。

〔現状〕

公設浄化槽の点検・清掃・検査については業者委託により管理を行っており、年数の経過とともに機器の故障が増加傾向にあります。

〔課題〕

公設浄化槽は、今後の老朽化に備え、総括管理的な委託業務への転換が課題となります。

④雨水

雨水の主な施設は、雨水管渠、雨水開渠、マンホール、取付管です。

〔現状〕

雨水管理延長は約102kmです。

開発団地から移管を受けた雨水管渠については、相当年数も経過し、老朽化も激しいが、現時点では、破損したときのみ、修理で対応しています。

また、マンホールの数量は把握できておりません。蓋の音鳴り・ズレ・磨耗・高さ調整に対応すべく、一定量の蓋換えのみ実施しています。

〔課題〕

雨水管渠、雨水開渠、マンホール、取付管の維持管理については、現在は事後対応型で修理などの対応を行っていますが、予防保全型での対応が必要となります。

また、都市下水路については、公共下水道に編入して維持管理していますが、構造物規模も大きく、改修すべき区間もあることから、計画的な維持保全を実施する必要があります、まずは点検実施の体制づくりが課題となります。

(2) 下水道の維持保全方針の概要

下水道事業は、今後、地方公営企業法の適用を受け、市の会計から独立して経営していく予定であり、その中で、施設の維持保全に取り組むこととなります。

①汚水と雨水

管渠、マンホール、取付管、公共枿、ポンプ施設の維持管理については、事後保全型から予防保全型に転換し、維持管理に努めます。今後は、その手法として、包括的民間委託による維持管理を導入すべく、現在、国土交通省のモデル事業として平成26年4月からの委託に向けて取り組んでいます。また、長寿命化工事及び不明水対策工事を推進し、安全な下水道施設の保全に努めます。

②特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）

この事業は、日野地区の事業も含め、市の特別施策として取り組んだ経過から、使用料などで賄えない部分は、市の一般会計からの繰り入れ金により経営されています。

滝畑浄化センターは、運転管理の業者委託費用や設備機器類などの更新費用が増大していくことが予測されます。そこで、更新の方法や代替案としての広域的な汚水処理手法について総合的な視点から最適解を求め、効率的な下水道処理に努めます。

③公設浄化槽

現在、公設浄化槽の法定の点検・清掃・検査については、業者委託し管理を行っていますが、徐々に年数が経過し、機器の故障が増加傾向にあるので、今後の老朽化に備え、総括管理的な民間委託を図ります。

(3) 下水道の維持保全・更新経費の概算（参考）

①汚水

汚水管渠、マンホール、取付管、公共枿、ポンプ施設の維持管理については、予防保全型で維持管理をするため、包括的民間委託の導入が必要となります。その事業費については現在算出中ではありますが、概ね1団地あたり年間3,000万円程度が必要となります。

長寿命化工事及び不明水対策工事については、開発団地のみの事業費だけで約213億円が必要となります。

②特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）

滝畑浄化センターを存続するには、機器の更新だけで年間約2,000万円の事業費が継続的に必要となるほか、その他管渠やポンプなどの更新が必要となります。

③公設浄化槽

公設浄化槽については、現在1基あたり75,000円／年の維持管理経費がかかっていますが、今後の老朽化に備えて、総括管理的な委託が必要となります。

④雨水

開発団地の雨水管渠、マンホール、取付管の維持管理については、汚水で取り組む包括的民間委託の中で取り組んでいく予定で、そこで費用の算出を行う予定です。

4. 水道

(1) 水道の現状と課題

本市は起伏が多い地形であることから、他市に比べ非常に多くの施設を有しており、浄水場が4箇所、それ以外に、配水池・ポンプ室等が約60箇所あります。その内、約半数の施設が竣工後30年以上経過し老朽化が進んでいる状況です（法定耐用年数：土木構造物60年、電気設備20年、ポンプ設備15年）。また、導水管、送水管、配水管等の総延長は約480kmにおよび、その内の約50%が竣工後30年以上経過しています（法定耐用年数40年）。

施設の耐震化率は、配水池については約20%（容量ベース）で、全国平均の45%を下回っており、管路については約18%で、ほぼ全国平均並みとなっています。

人口の減少及び節水型機器の普及による給水量の減少に伴い、給水収益の落ち込みが続いており、水道事業は厳しい経営状況に置かれている一方、施設数が多いためこの更新には多額の費用が必要となりますが、限られた財源であることから、優先順位及び更新内容を精査し、費用対効果を十分考慮した計画を立てることが重要となります。また、施設の耐震化についても早急に進める必要があります。

(2) 水道の維持保全方針の概要

平成25年3月に示された厚生労働省の「新水道ビジョン」では、水道施設計画等の策定に際しては、50年後、100年後の水道の理想像を見据える必要があるとしています。そのため維持保全整備計画の策定にあたっては、将来像の想定年次を50年後の平成75年（2063年）とします。整備費用は法定耐用年数を基準に算出することができますが、莫大な費用となるため、維持管理を更に充実させ、延命化を図ることにより事業費を縮小させることとします。

具体的には、全体事業費の内「電気・機械・計装」と「管路」の占める割合が大きく合わせて85%になるため、これらの耐用年数を見直すことにより事業費を縮小します。

(3) 水道の維持保全・更新経費の概算（参考）

要更新耐用年数

施設名	耐用年数	施設名	耐用年数
建築構造物	50 年	電気設備	20 年
土木構造物	60 年	機械設備	20 年
管路φ350 以上	50 年	計装設備	20 年
管路φ300 以下	75 年	-	-

更新経費を算出した結果、50年間の全体事業費が約680億円となり、正規の耐用年数での事業費より約210億円縮減されています。

具体的には下記の事業を優先的に実施します。

① 他事業との関連事業

大阪広域水道企業団のループ送水管（泉北ルート）から新たな市への分岐が整備されるものとし、第2受水施設を整備し、将来的には西代浄水場と三日市浄水場を廃止します。

富田林市との共同施設である日野浄水場の水処理設備や排水処理設備に重点を置いた施設の更新を行います。

②施設の耐震化

千代田受水場・西之山配水場・三日市第1配水池・日野配水池・南部配水場・東部配水場・広野配水池を重要度A1でレベル2の地震動に対して耐震性を有している施設として整備します（重要度A1とは、特に重要な水道施設です。またレベル2とは、当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものです。）。

③管路の耐震化

重要施設を結ぶ送水管路（概ねφ350以上）、救急指定病院の配水管路や事故多発箇所の配水管を中心に整備を行います。一方地盤状況が良好な場合K形管の耐震適用も検討します。（厚生労働省「管路の耐震化に関する検討会報告」平成19年3月）

④電気・機械・計装

建築構造物の改修に合わせて、また故障が顕著な箇所を中心に整備を行います。

5. 公園

(1) 公園の現状と課題

本市の公園は、都市公園以外のものを含めて166箇所、面積は63.95ha、緑地は102箇所、面積は96.17haあり、合計すると箇所数は268箇所、面積は160.12haになります（平成25年度末現在）。

平成24年12月、ブロック積などの構造物の点検を行った結果、33箇所の異常箇所の報告があり、その状況確認を行いました。また、フェンス・手摺・階段・公園灯等の施設の点検は定期的（年4回）に点検しています。

しかし現時点では、公園全体の老朽化の状況は把握できておらず、今後は、全体状況を把握することが課題です。

(2) 公園の維持保全方針の概要

公園の維持保全については、他のインフラ施設と同様に、事後対応型から予防保全型に転換を図る方向で、公園施設全体の老朽化を把握した後、当該方針を策定します。

(3) 公園の維持保全・更新経費の概算（参考）

公園全体の老朽化状況の把握ができていないため、一部の経費のみ算出しております。（先の構造物の点検による改修経費の概算額は、約6,300万円です。）

6. 河川・水路

(1) 河川・水路の現状と課題

①河川

河川的主要施設は、準用河川、普通河川、調整池です。

〔現状〕

河川の浚渫や清掃については、河積の2割以上を基準として、地元要望に基づき実施しています。

・準用河川（1河川）

準用河川は、加賀田川水系の加賀田川で、その延長は3.9kmです。

加賀田川の尾花橋上流930mについては、昭和53年11月に事業計画の認可を受けて、ブロック積、管理用通路舗装、転落防止策設置、側溝改修などの河川改修工事を行ない、平成9年度に国庫補助事業が終了しています。その後、管理用通路は舗装や転落防止柵の設置などの整備を市単独事業で行っています。

・普通河川（５水系、１６河川）

普通河川は、５水系、１６河川あり、その総延長は６０．０４kmです。

石川水系	１５．５７ km	河合寺川	１．７６ km	横谷川	３．８８ km
		石川	０．５３ km	千石谷川	９．４０ km
天見川水系	１４．７５ km	天見川	５．４９ km	岩瀬川	３．８１ km
		島の谷川	３．１０ km	流谷川	２．３５ km
石見川水系	１３．８２ km	石見川	９．５２ km	鬼住川	４．３０ km
加賀田川水系	１２．２０ km	加賀田川	２．６９ km	矢伏川	３．００ km
		小井関川	４．４１ km	唐久谷川	２．１０ km
西除川水系	３．７０ km	西除川	２．６５ km	下里川	１．０５ km

・調整池（３１箇所）

調整池内に土砂が堆積し樹木が繁殖している状況であり、大雨時の流量を調整する本来の機能に支障となる可能性があります。

北貴望ヶ丘	北青葉台	南青葉台沈砂池
大師(1)(3)	大矢船(1)(2)(3)	旭ヶ丘(4)(5)
長野南	南花台(1)(2)(3)	緑ヶ丘(1)(2)(3)(4)
滝谷緑台	あかしあ台(1)(2)	あかしあ台①②
清見台 A.B	美加の台 A.B.C.D.E	中片添
えぼし台		

〔課題〕

準用河川や普通河川の維持管理については、平成１７年の権限移譲に伴い、国有地であった普通河川及び水路を法定外公共物として市が管理すべきものと位置づけされたことから、今後、転落防止柵の設置や護岸改修の要望をはじめとするさまざまな要望の増加が予想され、それらの対応が課題となります。

調整池については、計画的に浚渫工事を行い、常に良好な状態を保全する必要があります。なお、調整池の耐震性の検証については、構造計算書等が無いものも多く、その検討が困難な状況です。

②水路

〔現状〕

水路には、用悪水路及び青線水路、その他の排水路などがありますが、水路全体の延長などの把握については、今後調査が必要です。

施設の老朽化が著しく、また、占用物も多いため、良好な機能確保ができていない状況ですが、事後対応で浚渫や清掃を実施しています。

〔課題〕

今後増加が予想される転落防止柵の修繕や水路自体の維持補修の対応が課題となります。また、水利組合等の解散や休眠により、今まで地元管理されていた水路にかかる維持管理が課題となります。

（２）河川・水路の維持保全方針の概要

河川や調整池・排水路・用悪水路の維持保全については、事後対応型から予防保全型に転換を図りたいところですが、現状は、全体把握ができていないことから方針の策定ができない状況であり、今後、全体の把握をする必要があります。

なお、調整池については、年次計画に基づいて浚渫や樹木撤去などの工事を総合計画の実施計画に計上し、平成２７年度から着手する計画です。また、近年整備された調整池については、予防保全型の管理形態の導入を検討しています。

河川や調整池・排水路・用悪水路については、生活道路や里道などと一体的に維持保全を求められる箇所が多いため、一体的な維持保全を検討する必要があります。

また、これらの施設は、市民生活に密着していることから、要望が多く、維持保全には相当な金額を要すると見込まれます。

（３）河川・水路の維持保全・更新経費の概算（参考）

①河川

準用河川や普通河川の通常の維持管理について、年間約１，０００万円の事業費が見込まれます。また、一定の改修工事などの実施には、相当の事業費が必要となります。

調整池については、８年サイクルの浚渫工事が必要で、その事業費は年間約２，０００万円となります。また、耐震性の判定が困難で検討できず、現時点で補強工事の事業費は算出できておりません。

河川、調整池両方とも、事業費の算出については全体状況を把握する必要があります。

②水路

水路の維持管理や転落防止柵の維持管理について、年間約３，０００万円の事業費が見込まれます。また、一定の改修工事などの実施には、相当の事業費が必要ですが、その事業費の算出については、水路の全体状況を把握する必要があります。

公共施設の維持保全・有効活用方針 策定の必要性

河内長野市の今の姿

〔健全財政の堅持と新たな支出要因〕

- 第2次財政健全化プログラム（平成20年度～平成24年度）の推進による実質収支の黒字化・経常収支比率の改善に取り組む
- 人口減少・少子高齢化による税収減、義務的福祉経費の増大などの継続と公共施設の維持改修費の新たな発生
- 健全財政の維持のため、新たな財政運営指針「財政体質改善プログラム」を策定し、実施中（平成25年度～平成29年度）

こう
なり
ます

〔公共施設の保有状況〕

- 公共建築物
約250施設・総延床面積約28万㎡
そのうち約42%が建築後30年以上
- インフラ施設
・市道 総延長約400km
・橋梁 114箇所
・下水道 汚水と雨水の管路約467km
・水道 64施設、配管延長約480km
・公園 268箇所 総面積約160ha
・河川・水路 準用河川1、普通河川16

河内長野市の将来の姿（10年後）

〔人口減少と少子高齢化社会〕

- | | 平成24年度末 | 平成34年度末 |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| ■人 口 | 約11万2,900人 | 約10万1,700人 |
| ■老年人口
(65歳以上) | 約3万600人
(27.1%) | 約3万5,700人
(35.1%) |
| ■生産年齢人口
(15～64歳) | 約6万9,000人
(61.1%) | 約5万5,500人
(54.5%) |
| ■年少人口
(0～14歳) | 約1万3,300人
(11.8%) | 約1万500人
(10.4%) |

〔公共施設の維持改修時期の一斉到来〕

- 公共建築物
10年後には約73%が建築後30年以上
 - インフラ施設
・市道
・橋梁
・下水道
・水道
・公園
・河川・水路
- 10年後にはさらに老朽化が進行

主な納税者である生産年齢人口は5万5,500人となります。
※昭和60年度末の生産年齢人口は約62,500人で、
公有財産（建物）延床面積は約16万3,000㎡でした。

〔財政の収支見通し〕

- 公共施設維持改修に充当する経費
平成21～25年（5年間）に改修工事等に充当した一般財源相当額は年 **5.9億円** 程度であった。

■税収の減少		
平成24年度 約 126.2億円	⇒	平成34年度 約 105.7億円

■少子高齢化による義務的経費の税収に対する 比率の増加。		
平成24年度 約 117.3億円		平成34年度 約 109.1億円
92.94%	⇒	103.21%

充
当
可
能
な
経
費

必
要
な
費

解
決
す
る
た
め
に

〔公共施設維持改修費〕

（全て維持した場合の平成34年度までの一般財源分）

■公共建築物の維持保全費用	
学校教育施設	約 20.9億円
学校教育施設以外	約 71.9億円
合計	約 92.8億円

■インフラ施設の維持保全費用	
	約 16.3億円
合計	109億円
年あたり必要とされる一般財源分	10.9億円

- さらに起債（借金）をしても多額の財源が必要
当該費用の起債額 約 70.7億円

合計 179.7億円（H26～34年）

※インフラ施設の費用には公園をはじめ未算定の施設を含める必要があります。
※また、一般会計分のため特別会計・企業会計に属する下水道と水道の施設は含みません。

公共施設の維持保全・有効活用方針 策定

(1) 公共建築物

今後の人口減少、少子高齢化を踏まえ、全ての建築物を現状のまま維持していくことは困難であるとともに、住民ニーズなどの変化に柔軟に対応するための有効活用が必要なことから、**維持保全（最小化）と有効活用（最適化）の両面で方針を策定する**

(2) インフラ施設

住民生活に直結する施設であり、いかに効率的、効果的に維持していくかが大切であることから**維持保全・更新（長寿命化）での方針を策定する**

※上記方針を策定後、年次計画により各施設毎の維持改修を進めます。

公共施設の維持保全・有効活用方針の概要

どのようにして公共施設の維持保全・有効活用を進めるのか

公共施設を取り巻く現状と課題

- ◇人口減少時代での維持保全・更新時期の到来と対応
- ◇人口減少時代での学校教育施設(小・中学校)のあり方
- ◇公共建築物の機能重複
- ◇多額で長期化する更新経費

総量維持は困難

しかし、将来にわたり必要な公共施設では
できる限り持続させる

これらの課題を解決しながら維持保全・有効活用を進めるため
公共建築物と各インフラ施設は下記の方針で取組みます。

◇公共建築物◇

維持保全・有効活用の基本方針

基本方針1

原則として、現在、計画中の公共建築物を除いて、
新規の公共建築物は建設しないものとします。

基本方針2

現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設
サービスを持続可能とする視点で最小化をめざします。

基本方針3

公共建築物の維持保全・有効活用のために、個別にその
必要性、効率性、効果性の視点で評価を行なった上で計画
を作成するものとします。

◇インフラ施設◇

- 市道
- 橋梁
- 下水道
- 水道
- 公園
- 河川・水路

維持保全・有効活用の視点

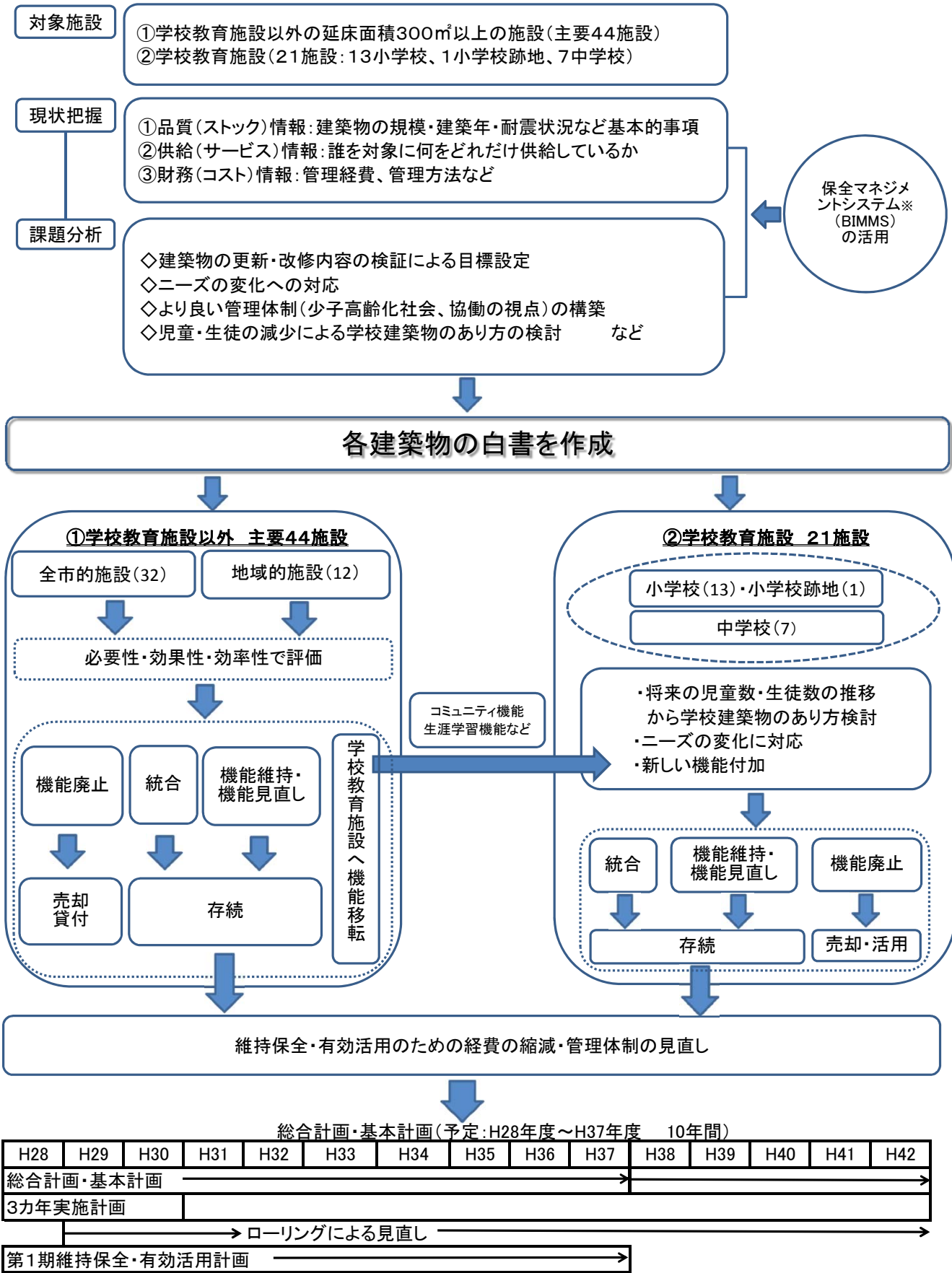
- 視点1 少子高齢化社会での視点
子どもたちと高齢者との交流、安全・安心の環境づくり
- 視点2 創設時の機能に執着しない視点
時代ニーズに合わせ、複合利用や用途変更・廃止など
量から質への転換
- 視点3 協働による施設管理の視点
協働の取り組みによる日常管理
- 視点4 民間活力の活用
民間施設への移行も検討
- 視点5 未利用地の整理・活用
貸付・売却による財源確保

※ インフラ施設は、各施設
により、現状と課題や維持・
更新経費の把握状況が異な
ります。
また、各施設の維持保全・
更新については「**長寿命化**」
を基本としますが、各施設に
より長寿命化の考え方が異
なりますので、個別に方針を
策定しています。

計画策定の位置づけ

- ◇第1期基本計画(予定:H28年度～H37年度)の策定
 - ・公共建築物の分野別現状と課題
 - ・公共建築物の地域別状況
 - ・分野別・地域別の維持保全・有効活用の方向性
- ◇3ヵ年実施計画(H28年度～H30年度)の策定
ローリングさせる

公共建築物 維持保全・有効活用計画の策定のフロー(イメージ)



※保全マネジメントシステム(BIMMS):建築物の保全情報をデータベース化し、一元的に管理するシステム。
(Building Information System for Maintenance and Management Support)